

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 12 月 7 日  
関西圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (6) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第20条の3に規定する国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業）

以下に掲げる事業者が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造する。

① 株式会社 iPS ポータル（京都市上京区）【平成 28 年 1 月より実施】

② 株式会社幹細胞&デバイス研究所（京都市下京区）【平成 31 年 3 月を目途に実施】

#### (19) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業）

保育の需要に応ずるため、大阪府堺市において、原則として 0 歳児から 2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳児から 5 歳児までの一貫した保育や、3 歳児から 5 歳児のみの保育等を行う。【平成 32 年度より実施】